

公益財団法人星総合病院  
訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)運営規程

第1条 この規定は公益財団法人星総合病院（以下「事業所」）が実施するみなし指定(介護予防)訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条

- 1 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法がその他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、安心安全に在宅療養が継続できるように支援を行う。
- 2 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、居宅介護サービス計画もしくは居宅介護予防サービス支援計画に基づき利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう会議を行い、その目的を設定しその目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ： 公益財団法人星総合病院
- （2）所在地 ： 福島県郡山市向河原町 159 番 1 号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所の従業者の職種、人員数及び職務の内容は次の通りとする。

- （1）管理者(医師) 1名  
管理者は事業所などの従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）医師 1名以上(兼務者を含む)  
医師は訪問リハビリテーション計画書及び介護予防訪問リハビリテーション計画書の作成にあたり、利用者の診察を行う。
- （3）理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士 1名以上(兼務者を含む)  
従業者は利用者に交付した訪問リハビリテーションに基づき、適正な訪問リハビリテーション等を提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日：月曜日から金曜日までとする。国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間：午後1時30分から午後5時30分までとする。

(利用料等その他の費用の額)

第7条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合に応じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、郡山市とする。上記以外の地区への訪問は相談を要する。

(緊急時の対応)

第9条

- 1 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供中により、病状の急変や事故が発生した場合は、速やかに主治医への連絡をおこない指示を求める等の連携を講じる。同時に、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第10条

- 1 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の合意を得るものとする。
- 3 事業所は職員であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の内容とする。

(相談・苦情処理)

第11条

- 1 事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故発生防止策)

第12条

- 1 当事業所は安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。
- 2 事故発生時の対応方法については(緊急時の対応)第9条に準ずる。

(虐待防止に関する事項)

第13条

- 1 事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため以下の措置を講ずるものとする。  
虐待を防止するための職員に対する研修の実施  
利用者及び家族からの苦情処理体制の整備  
その他虐待防止のために必要な措置  
措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業者はサービス提供中に当該事業所職員又は養護・介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等適正化推進のための措置)

第14条

- 1 事業所は訪問リハビリテーションの提供にあたって利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。
- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載する。

(業務継続計画の策定等)

第15条

- 1 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対しする訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期歴に実施するものとする。
- 3 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要におうじて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止のための措置)

第16条

- 1 事業所は適切な訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、暴言・暴力・ハラスメントに対するために以下の措置を講ずるものとする。  
暴言・暴力・ハラスメントに対し組織・地域での適切な対応の実施  
職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止、啓発普及するための研修会の実施

(その他運営に関する重要事項)

第17条

- 1 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。  
または質の保証ができるように整備する。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益財団法人星総合病院が定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和7年3月1日から施行する。